

東海国立大学機構における運営方針委員の選考方針について

東海国立大学機構（以下「機構」という。）は知とイノベーションのコモンズとして、地域と人類社会の進歩に貢献し続ける新たな国立大学法人モデルの確立を目指している。このため、機構における運営方針委員（以下「委員」という。）の選考については、国立大学法人法の改正の趣旨に則り、機構内におけるこれまでの議論の結果を踏まえ、下記の方針に基づくものとする。

委員は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学が教育研究活動及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができるよう意見を述べる能力を有する者とする。また、委員は、マイクロマネジメントに関与せず、大所高所の観点及び長期的な視点から機構運営に参画し、機構長のリーダーシップを責任をもって適切に支え、大学改革を推進する意志のある者とし、機構長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、機構長が任命する。

記

- (1) 運営方針会議の議論が、客観性を担保しつつ、多様なステークホルダーの意見を機構の運営に適切に反映させるために委員の過半数を学外者とする。
- (2) 教育、研究、産学連携、国際、社会課題解決・地域創生、スタートアップ、財務戦略・資産活用、大学経営、コンプライアンス・リスクマネジメント等の専門性をバランス良く備えた構成とする。
- (3) ジェンダー、国籍、所属セクター等の多様性を考慮する。
- (4) 機構のビジョンや、日本トップクラスの地域の中核大学を目指す岐阜大学、世界と伍する研究大学を目指す名古屋大学のそれぞれのビジョンを共有し、その実現に向けた議論を行うため、岐阜大学長、名古屋大学総長である大学総括理事を委員に含める。
- (5) 委員同士が十分に意見交換できる適正な規模とする。
- (6) 機構の運営方針の継続性、安定性を確保するため、委員の任期は3年とする。なお、10年を超えてからの再任は原則行わない。